

常任委員会における所管事務調査ガイドライン（改正案）

「常任委員会における所管事務調査ガイドライン」（令和5年10月10日議会運営委員会決定）は全部改正する。

1 所管事務調査の目的

飯田市議会は、議会報告・意見交換会などによる市民からの意見の反映と議会による行政評価を起点に、政策サイクルの実現を図ってきた。その基本となる活動は、常任委員会（以下「委員会」という。）による主体的な活動であり、地方自治法第109条第2項に位置付けられている「所管事務調査」である。

定例会の会期中、閉会中を問わず行政執行の監視機能を強化するとともに、委員会の専門性を活かし、現状に対する課題・論点について政策提言・提案を行うなど、所管事務調査を通して住民の福祉の向上につなげる。

2 所管事務調査ガイドライン作成の趣旨

委員会が、所管事務調査を通して市政の課題に適切かつ速やかに対応していくため、また、委員構成が変わっても継続して機能を十分発揮できるよう、調査の手法や手続き、調査結果に基づく委員会としての対応、政策提言・提案に対する検証などをガイドラインとして定める。

3 所管事務調査事項（テーマ）などの決定

- (1) 所管事務調査は、付託案件の審査とは異なり、委員会の主体的なテーマ設定に基づく調査であり、委員会改選後速やかに、テーマ、目的、スケジュールや手順等を委員会において決定する。
- (2) テーマを決定する場合は、予め委員会所属委員からテーマに関して意見を求め、委員会の総意として決定する。
- (3) 委員長は「所管事務調査通知書（別紙1）」を議長へ通知する。
- (4) テーマ設定は、時々の政策課題に対処するため、必要に応じて複数のテーマ設定も可能とする。
- (5) テーマの変更などは、柔軟に対応する。

4 所管事務調査の期間

- (1) 委員会の任期中2年間とし、その間に調査結果を議長に報告する。
- (2) 委員会の任期中に調査が終了しないやむを得ない場合は、次期委員会に引き継ぐこととする。ただし、改選期にかかる場合は、委員会の任期中に終了することとする。

5 所管事務調査の手法

- (1) 調査は次の手法による。

- ア 執行機関からの現状説明、報告及び質疑
- イ 議会報告・意見交換会による意見聴取
- ウ 各種団体等との意見交換
- エ 管内視察及び管外行政視察
- オ 専門的知見の活用
- カ 参考人制度の活用
- キ その他

(2) 会議の形態

閉会中の所管事務調査に係る継続調査は、公務災害扱いとなるよう、委員会として開催するよう留意する。ただし、委員長の判断により、協議・調整の場である委員会協議会として実施する場合もあり得る。

6 所管事務調査に係る手続き

(1) 閉会中に所管事務調査を実施する場合

- ア 閉会中の継続調査を行う場合は、本会議において議決が必要となる。
- イ 委員会において閉会中も継続して調査をすることを決定し、「閉会中の継続調査申出書（別紙２）」を議長へ通知する。
- ウ 閉会中に正式な委員会として調査をするため、委員会において決定した後、議長に対し「派遣承認請求書」を提出する。
- エ 議長は閉会中の継続調査について、直近の定例会に報告し、会議に諮って議決する。

(2) 会期中に所管事務調査を実施する場合

- ア 当該委員会が所管する範囲内で、会期中に委員会の所管事務調査事項（テーマ）を決定する場合は、急を要するため、委員会において調査テーマを決定し、「所管事務調査通知書（別紙１）」を議長に通知する。
- イ 会期中の所管事務調査については、当該定例会において、所管事務調査の活動報告を任意で行う。

(3) 所管事務調査に係る報告

調査期間内に調査が終了した場合は、「（政策提言を含めた）所管事務調査報告書」を議長へ提出する。

(4) その他

委員会改選時の臨時会においては、所管事務の調査項目を念頭に（所管項目全部）「閉会中の所管事務調査に係る継続調査の申出について（別紙３）」の決定を行い、本会議において議決を行う。

7 調査結果に基づく委員会としての対応及び手続き

(1) 調査結果に基づく委員会としての対応

所管事務の調査結果に基づく委員会としての対応は、①議案の賛否、修正、付帯決議など②条例案の提出③国・県等に対する意見書案の提出④市に対する政策提言・提案の提出等が想定されるが、常任委員会の自主的な活動に委ねる。

(2) 手続き

ア 議長から市長に対して政策提言を行う場合の手続き

(ア) 次のいずれかの手続きを経ること

- a 政策討論会を開催し、全議員の総意を確認する。
 - b 委員会所属議員を通じて会派の意見を聴取し、所属委員が不在の会派は別に意見聴取を行い、出された意見を検討し委員会としての総意を確認する。その後、調査事項の内容を全員協議会において報告する。
- (イ) 次に、「(政策提言を含めた) 所管事務調査報告書」を作成するとともに、定例会に報告し承認を得る。

イ 緊急を要する政策提言を議長から市長へ提出する場合の手続き

- (ア) 政策提言について委員会としての総意を確認した後、議長に提出する。
- (イ) 議長は、「緊急を要する政策提言」か否かを政策会議に諮って決定する。
- (ウ) 委員会所属議員を通じて会派の了承を得る。(所属委員が不在の会派は別に了承を得る。)
- (エ) 調査事項の内容について、全員協議会において報告する。

ウ 委員長から所管部長などに対して政策提案を行う場合の手続き

- (ア) 始めに、調査事項の内容について、委員会の総意を確認した後、全員協議会において報告する。
- (イ) 次に、「(政策提案を含めた) 所管事務調査報告書」を作成するとともに、定例会において報告し承認を得る。

8 市民への周知

「調査テーマ」「調査の過程」「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会のホームページや市議会だよりへの記載、いいだエフエムなどを通じて随時情報発信を行う。

9 政策提言・提案に対する検証

(1) 提言、提案事項に対する市側からの回答

- ア 常任委員会が市に提出した提言、提案事項に対する市側からの回答は、提出した日の直近の第1回定例会開会日前日の全員協議会までを基本とする。
- イ 回答を得た常任委員会は、定例会における委員会審査の参考資料とする。

(2) 提案、提言事項の振り返り

回答状況の中で、委員会において課題等が共有された事項については、継続的な調査を進める。これは改選及び任期による委員の交代があった場合も同様とする。

10 その他

- (1) 議長は、必要に応じ委員長会を開催し、委員会における所管事務調査に係る日程や活動内容等の情報共有を図る。
- (2) 当該ガイドラインについては、必要に応じて、その都度見直しができるものとする。